

令和4年度 公文書開示状況（3月決定分）

港湾局

表の見方

<決定区分>

- ・開示、一部開示、非開示（開示しない）、不存在（文書が存在しない）、存否応答拒否（文書があるかないかを明らかにしない）のうち、該当する項目に「1」を記入しています。

<（根拠規定）条例7条>

- ・一部開示及び非開示について、条例7条各号のいずれを根拠として非開示としたのかについて、該当する項目に「1」を記入しています。

<公文書の件名>について

- ・特定の個人名、法人名、またそれらの特定に結びつく可能性のある情報は〇〇と表記しています。
 - ・決定区分が不存在の場合や存否応答拒否の場合は、開示請求書の請求件名を記載しています。
- ただし、個人情報・法人情報保護に配慮し、簡潔に表記する場合があります。

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分					(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等		
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号				
1	R5. 2. 22	R5. 3. 7	・ 令和3年度若洲油類等貯蔵施設護岸補強工事	760	1						1										<p>今回開示する資料等の中には工事監督者、主任技術者等の氏名及び顔写真が記載されており、個人に関する情報で特定の個人を識別することができる情報であることから、その部分については東京都情報公開条例第7条第2号に該当するため一部を非開示とします。</p> <p>また相手方の印影部分は、東京都情報公開条例第7条第4号に該当し、公にすることにより偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の予防等に支障を及ぼす恐れがあるため同じく非開示とします。</p>	港湾局 東京港建設事務所 埋立整備課
2	R5. 2. 24	R5. 3. 3	<ul style="list-style-type: none"> 平成30年度港湾局文書保存期間基準表 平成31年度港湾局文書保存期間基準表 令和2年度港湾局文書保存期間・移管基準表 令和3年度港湾局文書保存期間・移管基準表 令和4年度港湾局文書保存期間・移管基準表 令和5年度港湾局文書保存期間・移管基準表 	240	1																	港湾局 総務部 総務課
3	R5. 3. 2	R5. 3. 7	・ 地番 東京都大田区城南七丁目1番地1の土地の護岸建設工事に関する書面	19	1																	港湾局 臨海開発部 誘致促進課
4	R5. 3. 2	R5. 3. 16	平成31年1月29日付30港島管第1079号 航空保安検査事業により取得した財産の処分に伴う補助金の一部返還について	1	1																	港湾局 離島港湾部 管理課